

釜石市手話言語条例

令和3年6月25日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、ろう者とは、聴覚に障がいのある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の言語体系及び歴史的背景を持つ文化的所産であることを理解し、ろう者が手話という言語により意思疎通を円滑に図る権利を有するという基本的な認識の下に行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、手話の普及とろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講じなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、ろう者が手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策について、総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 手話通訳者の設置及び手話による意思疎通支援の拡充に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 施策は、市が別に定める障がい者の福祉に関する計画と整合が図られたものでなければならない。

(財政措置)

第8条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。